

2018（平成30）年5月11日

株式会社アメニティ 御中

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
TEL 048-844-8972 / FAX 048-829-7444
検討委員長 長田 淳

ご連絡

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当会からのお問合せ（2017年9月8日付・2018年4月4日付）及び申入書（2018年1月5日付）に対しましては、ご対応を頂き、有り難うございました。

当会からのお問合せ及び申入れに対しましては、貴社からは、下記のとおりご修正及びご対応いただけるとのご回答を貴社より頂戴し、また、修正後の「アメニティセット申込書兼同意書」（以下、単に「申込書兼同意書」といいます。）を受領しました。

【お問合せ・申入れに対するご回答の要旨】

1 貴社のアメニティセットへの申込みが病院への入院の条件でないにもかかわらず、申込みが病院への入院の条件であるかのような申込書兼同意書の記載について

（1）お問合せ・申入れの要旨

申込みが病院への入院の条件であるかのような記載は消費者契約法に抵触する。

（2）ご回答の要旨

申込書兼同意書を以下のとおり修正する。

- ① 提携の病院名を削除する。
- ② 当社が提携病院の推薦によりアメニティセットのレンタルを取り扱う業者であることを明記する。

2 アメニティセットのタイプを選択する者が病棟看護師だけであり、患者等にタイプの選択権がない点について

（1）お問合せ・申入れの要旨

アメニティセットのタイプの選択権が患者等にないことは消費者契約法に抵触する。

（2）ご回答の要旨

申込書兼同意書を以下のとおり修正する。

- ① 病棟看護師だけでなく、患者または申込者にも選択権があることを明記する。

- ② アメニティセットが入院中に不要になった場合はいつでも解約することが可能であることを明記する。
- ③ タイプの選択は再申込みを行うことにより、いつでも変更できることを明記する。
- 3 貴社のアメニティセットが紙おむつの取扱いによってタイプと価格が大きく異なるところ、紙おむつ等の使用量、利用回数に応じた実費の負担を求めている厚生労働省の通達(平成17年9月1日保医発第0901002号)とは異なり、定額料金としていることについて
- (1) お問合せ・申入れの要旨
- 今後、使用量、利用回数に応じた実費の負担を求めている厚生労働省の通達に沿った内容に変更することを検討しているか。
- (2) ご回答の要旨
- 当面、変更の予定はない。なお、同業他社の動向等を勘案して将来見直すこともあり得る。
- 4 患者の入院時に、病院の看護師または院内相談員から入院セットの内容について説明を受け、申込書兼同意書に署名押印することを強く求められたという情報があることについて
- (1) お問合せ・申入れの要旨
- 貴社が病院の職員に申込書兼同意書の説明と対応を委託している病院に対し、貴社のアメニティセットの申込みがあくまでも利用者の任意(希望)であることを徹底するような要望をしたか。
- (2) ご回答の要旨
- アメニティセットの申込みが任意(希望)であることを徹底するように要望した病院もあるが、まだ要望していない病院に対しては同じように要望していく。

以上により、当会よりのこの度の申入れを終了させていただきますが、貴社のご回答にもありますように、厚生労働省の通達の趣旨に沿った内容に変更することもあり得ること、アメニティセットの申し込みが任意(希望)であることを徹底するよう提携病院へ要望していただくことなどの点などについては、今後も注目していく所存です。また、貴社の事業につきまして、消費者からの苦情等があった場合には、別途対応させていただくことがありますので、念のため申し添えます。

敬具

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体・特定適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

事務局 岩岡、加藤

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444